新潟県

新潟県報

発行　新潟県
第 17 号
平成26年３月４日
毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主　要　目　次

告　示
250　県税に関する納期限等の指定（税務課）
251　生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の指定（福祉保健課）
252　生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の廃止届（福祉保健課）
253　生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の辞退届（福祉保健課）
254　生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の変更届（福祉保健課）
255　生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の休止届（福祉保健課）
256　県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
257　県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）
258　公共測量の終了通知（監理課）
259　道路の区域変更（道路管理課）
260　道路の供用開始（道路管理課）
261　道路の区域変更（道路管理課）
262　道路の供用開始（道路管理課）
263　道路の区域変更（道路管理課）
264　道路の供用開始（道路管理課）
265　道路の区域変更（道路管理課）
266　道路の供用開始（道路管理課）
267　道路の区域変更（道路管理課）
268　道路の供用開始（道路管理課）
269　土砂災害警戒区域の解除（砂防課）
270　土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）
271　土砂災害警戒区域の指定（砂防課）
272　土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）
公　告
新潟県民栄誉賞の表彰（秘書課）
一般競争入札の実施（管財課）
一般競争入札の実施（管財課）

告　示

◎新潟県告示第250号

新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号）第９条第１項の規定により、平成23年４月新潟県告示第522号において別途告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する納税者又は特別徴収義務者に係るものについては、その期限が平成23年３月11日から平成26年３月30日までの間に到来するものについて、平成26年３月31日とする。

平成26年３月４日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

都道府県名	地域
福島県	田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、双葉郡楢葉町、双葉郡富岡町、双葉郡川内村、双葉郡大熊町、 双葉郡双葉町、双葉郡浪江町、双葉郡葛尾村、相馬郡飯舘村

◎新潟県告示第251号

生活保護法（昭和25年法律第144 号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成26年３月４日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

名　　称	所　在　地	指定年月日
佐藤医院	柏崎市土合663番地１	平成25年12月25日
医療法人社団　水澤内科医院	燕市燕4512	平成25年10月１日
小坂井歯科医院	長岡市与板町江西３丁目１番12号	平成26年１月31日
医療法人社団　木村歯科クリニック	上越市木田１－１－11	平成26年１月１日
加藤歯科医院	五泉市旭町８－39	平成25年３月25日
星薬局	燕市杉名36－１	平成26年１月30日
ふるまい訪問看護リハビリステーション	見附市本所１丁目25番52号	平成26年１月15日

◎新潟県告示第252号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第１項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第１項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成26年３月４日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

名　　称	所　在　地	廃止年月日
高島内科胃腸科	柏崎市扇町２番13号	平成26年４月１日
水澤内科医院	燕市燕4512	平成25年９月30日
小坂井歯科医院	長岡市与板町江西３丁目１番12号	平成25年12月31日
木村歯科クリニック	上越市木田１丁目１番11号	平成25年12月31日
かめかめ歯科医院	村上市金屋2038－１	平成25年12月20日
斉藤歯科医院	村上市南町２－５－32	平成24年９月20日

加藤歯科医院	五泉市旭町８番33号	平成25年３月17日
さとうドラッグストアー保険調剤部	長岡市千手３丁目10－15	平成25年12月31日

◎新潟県告示第253号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第１項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項においてその例によるものとされた生活保護法第51条第１項の規定により、指定医療機関から次のとおり辞退の届出があった。

平成26年３月４日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

名　称	所　在　地	辞退年月日
中島薬局	長岡市与板町与板459番地	平成25年12月31日

◎新潟県告示第254号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第１項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第１項の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成26年３月４日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

名　称	所　在　地	変更事項	旧	新	変更年月日
伊藤皮膚科クリニック	長岡市四郎丸４丁目６番18号	名称	伊藤皮膚泌尿器科医院	伊藤皮膚科クリニック	平成26年１月１日

◎新潟県告示第255号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第１項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第１項の規定により、指定医療機関から次のとおり休止した旨の届出があった。

平成26年３月４日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

名　称	所　在　地	休止年月日
古澤医院	上越市安江１－２－33	平成26年２月５日

◎新潟県告示第256号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定により、十日町市の一部を受益地域とする県営十日町地区農業用用排水施設整備（中山間地域総合農地防災）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年３月４日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

２　縦覧に供する期間
　平成 26 年３月５日から平成 26 年４月２日まで
３　縦覧に供する場所
　十日町市役所
４　その他
(1) この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。
(2) この土地改良事業計画について不服があったとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第257号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の３第１項の規定により、村上市の一部を受益地域とする県営岩沢地区区画整理（農地環境整備）事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年３月４日
新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　縦覧に供する書類の名称
　県営土地改良事業変更計画書の写し
２　縦覧に供する期間
　平成26年３月５日から平成26年４月２日まで
３　縦覧に供する場所
　村上市役所
４　その他
(1) この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。
(2) この土地改良事業計画について不服があったとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第258号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第２項の規定により、上越市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第３項の規定により公示する。

平成26年３月４日
新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　作業種類　公共測量（地盤変動調査）
２　作業期間　平成25年８月１日から平成26年２月16日まで
３　作業地域　上越市全域

◎新潟県告示第259号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年３月４日
新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　道路の種類　県道
２　路　線　名　岩船港線
３　道路の区域

区　　間	新旧の別	敷　地　の　幅　員	延　　長
村上市岩船字十町歩 3182 番から	新	13.8～17.4メートル	187.6メートル

同市岩船字十町歩3183番まで	旧	8.6～17.4メートル	187.4メートル

◎新潟県告示第260号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年３月４日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　路　線　名　　県道　　岩船港線

２　供用開始の区間

村上市岩船字十町歩3182番から同市岩船字十町歩3183番まで

３　供用開始の期日　　平成26年３月４日

◎新潟県告示第261号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年３月４日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　道路の種類　県道

２　路　線　名　湯之河内梶屋敷停車場線

３　道路の区域

区　　間	新旧の別	敷　地　の　幅　員	延　　長
糸魚川市大字梶屋敷字阿原468番１から	新	9.4～12.5メートル	158.7メートル
同市大字梶屋敷字江跨521番３まで	旧	9.4～14.0メートル	158.7メートル

◎新潟県告示第262号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年３月４日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　路　線　名　　県道　　湯之河内梶屋敷停車場線

２　供用開始の区間

糸魚川市大字梶屋敷字阿原468番１から同市大字梶屋敷字江跨521番３まで

３　供用開始の期日　　平成26年３月４日

◎新潟県告示第263号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年３月４日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　道路の種類　県道

２　路　線　名　佐渡一周線

３　道路の区域

区　　間	新旧の別	敷　地　の　幅　員	延　　長
佐渡市野浦字向ヒ 329 番５から 同市野浦字向ヒ 329 番１まで	新	10.6～15.4メートル	37.2メートル
	旧	10.6～15.4メートル	37.2メートル

◎新潟県告示第264号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年３月４日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　路　線　名　　県道　　佐渡一周線

２　供用開始の区間

佐渡市野浦字向ヒ329番５から同市野浦字向ヒ329番１まで

３　供用開始の期日　　平成26年３月４日

◎新潟県告示第265号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年３月４日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　道路の種類　県道

２　路　線　名　静平西三川線

３　道路の区域

区　　間	新旧の別	敷　地　の　幅　員	延　　長
佐渡市西三川字柏木塚 1839 番１から 同市西三川字柏木塚 1838 番１まで	新	7.9～35.7メートル	133.1メートル
	旧	7.9～32.0メートル	133.2メートル

◎新潟県告示第266号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年３月４日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　路　線　名　　県道　　静平西三川線

２　供用開始の区間

佐渡市西三川字柏木塚1839番１から同市西三川字柏木塚1838番１まで

３　供用開始の期日　　平成26年３月４日

◎新潟県告示第267号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課

において縦覧に供する。

平成26年３月４日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　道路の種類　県道

２　路　線　名　白雲台乙和池相川線

３　道路の区域

区　間	新旧の別	敷地の幅員	延長
佐渡市達者 1684 番から	新	16.0～26.0メートル	43.3メートル
同市達者1684番まで	旧	16.0～17.5メートル	43.3メートル

◎新潟県告示第268号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年３月４日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　路　線　名　県道　白雲台乙和池相川線

２　供用開始の区間

佐渡市達者1684番から同市達者1684番まで

３　供用開始の期日　平成26年３月４日

◎新潟県告示第269号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第６条第１項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成25年３月22日新潟県告示第410号）を次のとおり解除する。

平成26年３月４日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
観音川地区	佐渡市戸中	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第270号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第８条第８項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成25年３月22日新潟県告示第411号）の指定を解除する。

平成26年３月４日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

戸中沢(1)地区	佐渡市戸中	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第271号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第６条第１項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成26年３月４日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　魚沼地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
山口地区	魚沼市山口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東中地区	魚沼市泉沢、東中、山口	次の図のとおり	地すべり
十二田・道北地区	魚沼市大沢、吉田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
十二田地区	魚沼市吉田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
七日市新田地区	魚沼市吉田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
虫野北地区	魚沼市虫野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
薬師山(1)地区	魚沼市虫野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
虫野地区	魚沼市虫野	次の図のとおり	地すべり

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

２　南魚沼地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大和スキー場(1)地区	南魚沼市上一日市、君沢、下一日市、宮野下	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

３　糸魚川地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
鱗崎地区	糸魚川市大字能生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
蓮台寺地区	糸魚川市蓮台寺一丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
蓮台寺川地区	糸魚川市蓮台寺一丁目	次の図のとおり	土石流

竹屋谷地区	糸魚川市蓮台寺一丁目	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

４　佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
観音川地区	佐渡市戸中	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第272号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第８条第１項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成26年３月４日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　魚沼地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
山口地区	魚沼市山口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
十二田・道北地区	魚沼市大沢、吉田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
十二田地区	魚沼市吉田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
七日市新田地区	魚沼市吉田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
虫野北地区	魚沼市虫野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
薬師山(1)地区	魚沼市虫野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

２　南魚沼地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大和スキー場(1)地区	南魚沼市上一日市、君沢、下一日市、宮野下	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

３　糸魚川地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
鱗崎地区	糸魚川市大字能生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
蓮台寺地区	糸魚川市蓮台寺一丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
竹屋谷地区	糸魚川市蓮台寺一丁目	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

４　佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
戸中沢(1)地区	佐渡市戸中	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

公　　告

新潟県民栄誉賞の表彰について（公告）

新潟県民栄誉賞規則（平成12年新潟県規則第157号）第２条の規定により、次の者を表彰した。

平成26年３月４日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

功　績	氏　名	所在地
第22回オリンピック冬季競技大会 スノーボード男子ハーフパイプ　第２位	平野　歩夢	村上市

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第１項の規定により、新潟県庁舎の清掃業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成26年３月４日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

新潟県庁舎（行政庁舎）清掃業務一式及びゴンドラ設備定期点検等業務一式

(2) 調達案件の仕様等

調達役務に関する入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成26年４月１日から平成27年３月31日まで

(4) 履行場所

新潟県庁行政庁舎

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の８に相当する額を加算した金額(当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

２　入札に参加する者に必要な資格

(1) 次のア～サに該当する者であること。

ア　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

イ　新潟県暴力団排除条例第６条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

ウ　競争入札参加資格を証明する書類を提出した日から入札実施日（平成26年３月27日）までの間において新潟県知事から指名停止措置を受けた（指名停止期間の一部が属する場合を含む。)者でないこと。

エ　新潟県庁舎等管理業務入札参加資格者名簿の営業種目の「建築物清掃業務」又は「建築物環境衛生総合管理業務」の登録を受けている者であること。

オ　「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」第12条の２第１項第１号（建築物清掃業）又は第８号（建築物環境衛生総合管理業）に基づく新潟県知事又は新潟市長登録を受けた営業所を有すること。

（上記エに該当する団体で、「建築物衛生法」第12条の２第１項第１号又は第８号に基づく新潟県知事登録又は新潟市長登録を受けた営業所を有する事業者を構成員の一部又は全部とする団体を含む。なお、実際の清掃業務に当たる者は、当該団体構成員のうち、「建築物衛生法」第12条の２第１項第１号又は第８号に基づく新潟県知事登録又は新潟市長登録を受けた営業所を有する事業者に限る。)

カ　ゴンドラ安全規則（昭和47年労働省令第35号）に基づくゴンドラ特別教育を修了した者を使用していることを証明した者であること。

キ　本件業務又は延面積１万平方メートル以上の清掃業務を、新潟県内で平成23年１月１日以降、12か月以上継続して誠実に履行した実績を有することを証明した者であること。

ク　新潟県内に事務所又は事業所を有する法人で、本県の「法人県民税」の未納がないことを証明する納税証明書を提出した者であること。

ケ　会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。(ただし、更生手続開始の決定後、新たに入札参加資格審査を受けて入札参加資格者名簿に登載された者及び入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)

コ　民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。(ただし、再生手続開始の決定後、新たに入札参加資格審査を受けて入札参加資格者名簿に登載された者及び入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)

サ　当該調達役務に係る入札説明書の交付を受けていること。

(2) 本調達役務の公告時に、新潟県庁舎等管理業務入札参加資格者名簿の営業種目の「建築物清掃業務」又は「建築物環境衛生総合管理業務」の登録を受けていない者で、上記１(1)に掲げる入札に参加する者は、本入札に参加する意思があることを明示の上、「庁舎等管理業務入札参加資格審査申請書」を平成26年３月10日(月)までに下記へ提出すること。

郵便番号　950－8570
新潟県新潟市中央区新光町４番地１
新潟県出納局会計検査課物品契約係

３　入札参加資格証明書類の提出場所等

(1) 入札参加資格証明書類の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号　950－8570
新潟県新潟市中央区新光町４番地１
新潟県庁行政庁舎５階
新潟県総務管理部管財課庁舎管理係
電話番号　025－280－5063（直通）

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から上記３(1)の交付場所で交付する。

(3) 入札説明書の交付期限

平成26年３月14日（金）　午後５時

(4) 競争入札参加資格の証明書類の提出期限

平成26年３月20日（木）　午後５時

ただし、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」第12条の２第１項第１号（建築物清掃業）又は第８号（建築物環境衛生総合管理業）に基づく新潟県知事又は新潟市長登録を受けた営業所を有することを証する書面の提出期限については以下のとおりとする。

平成26年３月26日（水）　正午

(5) 入札執行日時及び場所

平成26年３月27日（木）　午後２時

新潟県庁行政庁舎５階507会議室

４　その他

(1) 契約において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第44条第１号又は第３号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札参加者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、本公告に示した競争参加資格を証明する書類を提出期限までに提出しなければならない。入札参加者は、入札執行日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効である。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 最低制限価格

最低制限価格を設定する。

(8) 落札者の決定方法

本公告に示した調達役務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、予定価格以下最低制限価格以上の範囲で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) 調達手続の停止

平成26年度新潟県一般会計予算が議決されなかった等の場合、本件調達の手続について停止の措置を行うことがある。

(10) その他

詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第１項の規定により、新潟県庁舎の清掃業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成26年３月４日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

新潟県庁舎（東回廊・議会庁舎・西回廊・車庫棟・職員会館（日常清掃を除く）等）清掃業務一式及び構内清掃等業務一式

(2) 調達案件の仕様等

調達役務に関する入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成26年４月１日から平成27年３月31日まで

(4) 履行場所

新潟県庁東回廊・議会庁舎・西回廊・車庫棟・職員会館等

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の８に相当する額を加算した金額(当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

２　入札に参加する者に必要な資格

(1) 次のア～コに該当する者であること。

ア　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

イ　新潟県暴力団排除条例第６条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

ウ　競争入札参加資格を証明する書類を提出した日から入札実施日（平成26年３月27日）までの間において新潟県知事から指名停止措置を受けた（指名停止期間の一部が属する場合を含む。)者でないこと。

エ　新潟県庁舎等管理業務入札参加資格者名簿の営業種目の「建築物清掃業務」又は「建築物環境衛生総合管理業務」の登録を受けている者であること。

オ　「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」第12条の２第１項第１号（建築物清掃業）又は第８号（建築物環境衛生総合管理業）に基づく新潟県知事又は新潟市長登録を受けた営業所を有すること。

（上記エに該当する団体で、「建築物衛生法」第12条の２第１項第１号又は第８号に基づく新潟県知事登録又は新潟市長登録を受けた営業所を有する事業者を構成員の一部又は全部とする団体を含む。なお、実際の清掃業務に当たる者は、当該団体構成員のうち、「建築物衛生法」第12条の２第１項第１号又は第８号に基づく新潟県知事登録又は新潟市長登録を受けた営業所を有する事業者に限る。)

カ　本件業務又は延面積５千平方メートル以上の清掃業務を、新潟県内で平成23年１月１日以降、12か月以上継続して誠実に履行した実績を有することを証明した者であること。

キ　新潟県内に事務所又は事業所を有する法人で、本県の「法人県民税」の未納がないことを証明する納税証明書を提出した者であること。

ク　会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。(ただし、更生手続開始の決定後、新たに入札参加資格審査を受けて入札参加資格者名簿に登載された者及び入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)

ケ　民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。(ただし、再生手続開始の決定後、新たに入札参加資格審査を受けて入札参加資格者名簿に登載された者及び入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)

コ　当該調達役務に係る入札説明書の交付を受けていること。

(2) 本調達役務の公告時に、新潟県庁舎等管理業務入札参加資格者名簿の営業種目の「建築物清掃業務」又は「建築物環境衛生総合管理業務」の登録を受けていない者で、上記１(1)に掲げる入札に参加する者は、本入札に参加する意思があることを明示の上、「庁舎等管理業務入札参加資格審査申請書」を平成26年３月10日(月)までに下記へ提出すること。

郵便番号　950－8570
新潟県新潟市中央区新光町４番地１
新潟県出納局会計検査課物品契約係

３　入札参加資格証明書類の提出場所等

(1) 入札参加資格証明書類の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号　950－8570
新潟県新潟市中央区新光町４番地１
新潟県庁行政庁舎５階
新潟県総務管理部管財課庁舎管理係
電話番号　025－280－5063（直通）

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から上記３(1)の交付場所で交付する。

(3) 入札説明書の交付期限

平成26年３月14日（金）　午後５時

(4) 競争入札参加資格の証明書類の提出期限

平成26年３月20日（木）　午後５時

ただし、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」第12条の２第１項第１号（建築物清掃業）又

は第８号（建築物環境衛生総合管理業）に基づく新潟県知事又は新潟市長登録を受けた営業所を有することを証する書面の提出期限については以下のとおりとする。

平成26年３月26日（水）　正午

(5) 入札執行日時及び場所

平成26年３月27日（木）　午後２時30分

新潟県庁行政庁舎５階507会議室

４　その他

(1) 契約において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第44条第１号又は第３号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札参加者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、本公告に示した競争参加資格を証明する書類を提出期限までに提出しなければならない。入札参加者は、入札執行日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効である。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 最低制限価格

最低制限価格を設定する。

(8) 落札者の決定方法

本公告に示した調達役務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、予定価格以下最低制限価格以上の範囲で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) 調達手続の停止

平成26年度新潟県一般会計予算が議決されなかった等の場合、本件調達の手続について停止の措置を行うことがある。

(10)　その他

詳細は入札説明書による。